

令和元年第2回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年5月13日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和元年5月13日	午前9時29分	臨時議長	中山初代	
	閉会	令和元年5月13日	午前11時27分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	2番	藤瀬都子	3番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	古賀恵子	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森光昭	教育委員会事務局長	小木誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和元年5月13日

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

(追加日程)

日程第1 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 議会運営委員の選任について

日程第7 選挙第3号 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第9 選挙第5号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について

日程第10 選挙第6号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第11 選挙第7号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について

日程第12 議案第24号 大町町監査委員の選任について

日程第13 議案の報告及び一括上程

日程第14 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

日程第15 継続審査について

---

午前9時29分 開会

○議会事務局長（田島宏隆君）

おはようございます。御起立をお願いいたします。礼。御着席ください。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の中山議員を御紹介いたします。中山議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（中山初代君）

ただいま紹介されました中山でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第2回大町町議会臨時会は成立しました。

これより開会いたします。

本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため、町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**日程第1 仮議席の指定**

○臨時議長（中山初代君）

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

**日程第2 選挙第1号 議長の選挙について**

○臨時議長（中山初代君）

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票と指名推選のいずれの方法でいたしまし  
しょうか。諸石議員。

○7番（諸石重信君）

投票をお願いします。

○臨時議長（中山初代君）

ただいま投票の声が出ておりますので、選挙の方法については、投票によることに決定い  
たしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時34分 再開

○臨時議長（中山初代君）

議会を再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中山初代君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に山下議員及び鶴崎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中山初代君）

投票用紙の配付漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山初代君）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中山初代君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔氏名点呼・投票〕

○臨時議長（中山初代君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山初代君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど指名いたしました2名の立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

#### ○臨時議長（中山初代君）

開票の結果を報告いたします。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち

三谷議員 5票

諸石議員 2票

中山議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、三谷議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

#### ○臨時議長（中山初代君）

ただいま議長に当選されました三谷議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました三谷議員の御挨拶をお願いいたします。

#### ○議長（三谷英史君）

議長就任に当たりまして、一言議会運営に当たっての決意を表明させていただきます。

今回の選挙から2名の定数減となり、8名の議員により議会を任されることになりました。当然、議員一人一人の果たす役割、責任というものはこれまで以上に重くなるということを自覚すべきというふうに考えます。

町民の皆さんは、今回の選挙におきまして、町民のため、町政発展に向けての議会活動を託して一票を投じられております。町は人口が6,500人を割り込み、高齢者の割合は町民の3割をはるかに超え、県内でも一番高い比率となっております。この小さな自治体で町民のための議会活動というものを貫くのであれば、不要なあつれきは避け、8名の議員が結束して町民の負託に応え得る活動をなすべきというふうに考えております。

そこで、開かれた議会、親しみの持てる議会へ向けての議会改革につきましては、議会として早速検討を始めましょう。議論すべきその時期に来ているかと思えます。

また、町執行部に対しましては、常に一定の緊張感を保ち、議会としてのチェック機能を果たすことは当然として、議会として政策立案能力を高めていくよう努力をし、成案として提案することは無理としても、まずは執行部施策の補完、あるいは代替案としての議員提言を積極的に行っていきたい、この町政に参画をしたい。二元代表制の一翼を担う議会としてのその機能を果たすというふうに考えております。

繰り返しになりますが、常に町民のため、町政の発展のため、これを念頭によりよい方向に一步でも進めていきたいというふうに考えております。

議員の皆様方、また執行部の皆様方に御協力よろしくお願いを申し上げます。

#### ○臨時議長（中山初代君）

これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力まことにありがとうございました。

三谷議長様、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着く〕

#### ○議長（三谷英史君）

これからの議事日程につきまして、事務局長と協議をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 49 分 休憩

午前 10 時 44 分 再開

#### ○議長（三谷英史君）

議会を再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### 追加日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙

#### ○議長（三谷英史君）

追加日程第 1. 選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票と指名推選のいずれの方法でいたしましょうか。（「指名推選」と呼ぶ者あり）

ただいま指名推選の声が出ておりますので、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に藤瀬議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤瀬議員を副議長の当選人と定めることにつきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤瀬議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤瀬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました藤瀬議員の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（藤瀬都子君）

今回、副議長ということで、前回に引き続き今回も副議長のお役を頂戴いたしましたけれども、議会と執行部、また議長を支えながら全力で頑張りますので、よろしく願いをいたします。

## 追加日程第2 議席の指定

○議長（三谷英史君）

追加日程第2. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、議長において指定することになっております。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

---

1 番議席	三 谷 英 史 議員	2 番議席	藤 瀬 都 子 議員
3 番議席	山 下 淳 也 議員	4 番議席	鶴 崎 敏 彦 議員
5 番議席	三 根 和 之 議員	6 番議席	武 村 妃 呂 子 議員
7 番議席	諸 石 重 信 議員	8 番議席	中 山 初 代 議員

---

以上です。

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

それぞれ指定の議席にお着きください。

〔仮議席から指定議席へ移動〕

**追加日程第 3 会議録署名議員の指名**

○議長（三谷英史君）

追加日程第 3. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2 番藤瀬議員、3 番山下議員を指名いたします。

**追加日程第 4 会期の決定**

○議長（三谷英史君）

追加日程第 4. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

**追加日程第 5 常任委員の選任について**

○議長（三谷英史君）

追加日程第 5. 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 4 項の規定に

よって、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、常任委員の選任については、議長において指名することに決定します。

総務文教常任委員、3番山下議員、4番鶴崎議員、6番武村議員、7番諸石議員。

産業厚生常任委員、1番三谷議員、2番藤瀬議員、5番三根議員、8番中山議員。

以上のように指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定いたします。

なお、各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選された旨報告がございましたので、事務局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

総務文教常任委員会委員長・4番鶴崎議員、副委員長・7番諸石議員。

産業厚生常任委員会委員長・5番三根議員、副委員長・8番中山議員。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させましたとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（三谷英史君）

追加日程第6. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員、4番鶴崎議員、5番三根議員、7番諸石議員、8番中山議員。

以上のように指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選された報告がございましたので、事務局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

議会運営委員会委員長・7番諸石議員、副委員長・8番中山議員。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させましたとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

#### 追加日程第7 選挙第3号 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について

○議長（三谷英史君）

追加日程第7. 選挙第3号 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵東地区衛生処理場組規約第7条の規定による組合議会議員を本議会議員の中から2名、町の補助職員の中から1名選出するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

杵東地区衛生処理場組合議会議員に、本議会議員の中から1番三谷議員、5番三根議員、町の補助職員の中から坂井清英総務課長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三谷議員、三根議員及び坂井総務課長を杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三谷議員、三根議員及び坂井総務課長が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三谷議員、三根議員及び坂井総務課長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

**追加日程第8 選挙第4号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について**

**○議長（三谷英史君）**

追加日程第8. 選挙第4号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に、1番三谷議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三谷議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三谷議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三谷議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第9 選挙第5号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について

○議長（三谷英史君）

追加日程第9. 選挙第5号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件は、杵島工業用水道企業団規約第5条の規定による企業団議会議員を本議会議員及び町の補助職員の中から各1名を選出するものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

杵島工業用水道企業団議会議員に、本議会議員の中から5番三根議員を、町の補助職員の中から坂井清英総務課長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三根議員及び坂井総務課長を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三根議員及び坂井総務課長が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三根議員及び坂井総務課長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

**追加日程第10 選挙第6号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について**

**○議長（三谷英史君）**

追加日程第10. 選挙第6号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定による広域連合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、6番武村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武村議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました武村議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました武村議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

**追加日程第11 選挙第7号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について**

**○議長（三谷英史君）**

追加日程第11. 選挙第7号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県西部広域環境組合同規約第6条第1項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

佐賀県西部広域環境組合議会議員に、2番藤瀬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤瀬議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤瀬議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤瀬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第12 議案第24号 大町町監査委員の選任について

○議長（三谷英史君）

追加日程第12. 議案第24号 大町町監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、山下議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔山下議員退席〕

○議長（三谷英史君）

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

令和元年第2回大町町議会臨時会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、さきの統一地方選挙に伴う4月21日執行、大町町議会議員選挙において、町民の衆望を担い、めでたく当選の栄を得られましたことに心よりお喜びを申し上げます。

また、私もこのたびの統一地方選挙の結果において、無投票ではありましたが、2期目のスタートを切らせていただきました。多くの皆様の御理解と御支援を賜り、期待と重責に身が引き締まる思いでございます。

この上は、その負託に応えるため、引き続き「対話こそ町政の原点」をモットーに、公約の実現と暮らしやすい安心・安全な町づくりに力を尽くしてまいりたいと覚悟でございます。

そして、新しく議長となられました三谷議長を初め、全ての議員の皆様とともに大町町の発展、振興を目指し、汗を流してまいりたいと思っております。今後とも皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今臨時会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、大町町監査委員の選任案件1件と、専決処分3件を提案させていただきます。

それでは、これよりそれぞれの議案についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号 大町町監査委員の選任について。

本議案につきましては、前大町町監査委員の諸石重信氏が平成31年4月30日をもって任期満了となられましたので、新たに山下淳也氏を町監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上で議案第24号 大町町監査委員の選任についての御提案を申し上げます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

**○議長（三谷英史君）**

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。議案第24号については、町長提案どおりこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、大町町監査委員に山下淳也氏を選任同意することに決定しました。

ここで山下議員の出席を求めます。

〔山下議員着席〕

#### 追加日程第13 議案の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

追加日程第13. 本臨時会には、告知のとおり、町長提出の議案3件及び発議1件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第25号から議案第27号、発議第2号を一括上程し、これより議題といたします。

#### 追加日程第14 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

追加日程第14. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

それでは、これより専決処分3件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例等の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、

平成31年4月1日に施行されたことに伴い、大町町税条例等の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

主な内容としましては、寄附金税額控除の見直し、個人住民税のうち住宅ローン控除の拡充、そして、ひとり親に対し、町民税の非課税措置を講じることとなります。

また、車体課税の見直しとして、軽自動車税のグリーン化特例に対する見直し等を行っております。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大町町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容としましては、国民健康保険税の限度額の引き上げと、国民健康保険税減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行ったものでございます。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度大町町一般会計補正予算（第1号）について）。

本議案につきましては、新元号「令和」への改元を記念して、「令和元年初日の出鑑賞の集い」を5月1日に実施するに当たり、開催経費について追加補正が必要となり、議会を招集するいとまがなかったため、これを専決処分したものでございます。

以上3議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（三谷英史君）**

お諮りいたします。発議第2号につきましては、全議員の方が賛成となっておりますので、提案理由の説明及び質疑は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

異議なしと認めます。よって、発議第2号の提案理由の説明及び質疑は省略することに決定しました。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

議案第25号と議案第26号についてお尋ねをいたします。

今回、臨時会ということで、委員会付託もございませんので、この分の概要についてもう少し詳しく担当課長のほうからの説明をお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

御説明申し上げます。

まず、議案第25号の説明になります。こちらにつきましては、まず大項目といたしまして、個人住民税の見直しということで、その中にふるさと納税制度の見直しが1点ですね。こちらにつきましては、総務大臣が指定する都道府県、市町村を対象とするということになっております。

また、住宅ローン控除の拡充に伴う措置ということでございます。現在、ローン減税控除期間が10年となっておりますが、そちらを13年に延長するということになっております。また、個人住民税の非課税措置ということでございます。子供の貧困に対応するため、事実婚状態で確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでございます。こちらにつきましては、平成33年度分の個人住民税からの適用になります。

また、次に、車体課税の大幅見直しということでございます。環境性能割の導入を契機に、軽自動車に係るグリーン化特例の経過の適用対象を電気自動車等に限定をするということが1点でございます。環境性能割の導入でございますが、平成31年9月30日に所得税が廃止後に導入され、軽自動車に関しましては一律で現在3%になっているのを1%減をして2%となります。

最後に、グリーン化特例の見直しということでございますが、こちらが軽減割合を変更した上で2年間延長となります。最終的には電気自動車だけになるんですが、32年、33年度につきましては、2020年度国の国交省の燃費基準に沿った分の30%以上達成車と10%以上達成車につきましては50%減と25%減となっております。

まず25号議案につきましては、以上でございます。

次に、26号議案でございます。こちらにつきましては、現在の国保税の、先ほど町長からも御説明がありましたように、まずは基礎の課税額ですね、こちらが今まで所得割のほうについている、所得割のほうの基礎課税額が58万円でございます。こちらを今回4月1日から61万円の額となります。また、そのほかの後期高齢者支援と介護納付金につきましては、今までと同様に19万円と16万円のままでございます。

また、最後に、軽減判定所得の分になります。現行がまず7割軽減の基準額といたしまして、基礎控除額が33万円の方、5割軽減基準額の方が基礎控除33万円プラス27万5千円の被保険者数を掛けた分の所得になっております。また、2割軽減の基準額が33万円プラス50万円掛け被保険者数となっております。こちらの27万5千円と50万円をそれぞれ28万円と51万円に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ありがとうございました。住宅ローンが10年から13年になったということで、金額がわかれば教えていただけませんか。

○議長（三谷英史君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

お答えします。

具体的には、3年間延びた分でございますが、まず住宅ローン年末残高の1%ですね、または建物購入価格の2%を3年間で割った分のどちらかの少ない額になります。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。議案第25号については、町長提案どおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は承認することに決定いたしました。

議案第26号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

専決処分といえども、最高限度額が58万円から61万円に改められるということでは、国保税の引き上げと受けとめますので、賛成できません。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

議案第26号につきましては、国民健康保険税における我が国の状況を鑑み、今回、閉会中に地方税法の一部が改正されたことによる理由によるものでありまして、よって、これに賛成をさせていただきます。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。議案第26号については、町長提案どおりこれを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第26号は承認することに決定しました。

議案第27号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。議案第27号については、町長提案どおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は承認することに決定しました。

発議第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。発議第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決することに決定しました。

追加日程第15 継続審査について

○議長（三谷英史君）

追加日程第15. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和元年第2回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

**午前11時27分 閉会**

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月13日

臨時議長 中山初代

議長 三谷英史

会議録署名議員 藤瀬都子

会議録署名議員 山下淳也

局長 田島宏隆